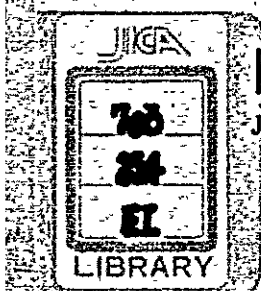


ブラジルにおける学校卒業資格と 技師等資格の取得手続案内

昭和51年9月



国際協力事業団
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
(移住部門)

国際協力事業団	
受入 月日 84. 9. 3	703
登録No. 14642	234
	EI

ま え が き

ブラジルでは、ENGENHEIRO（技師）、TÉCNICO（技能者）という言葉をよく耳にします。とくに、ENGENHEIRO の資格は、原則としてブラジルの大学を卒業し、あわせて技師審議機関に登録された後に始めて行与されるもので、職階制度の進んでいるブラジルの企業内では責任ある仕事と高い待遇が約束されています。

従って、移住者の方々にとっても ENGENHEIRO の資格は大きな壁力になっていますが、従来から日本での学歴をブラジル国内で正式に有効化し、あわせて資格取得するための諸手続に関する資料、情報等が不足していました。

本資料は、手続内容を正確に紹介することにより、一人でも多くの移住者の方が手続を能率的に進め資格取得を旨とする参考にする目的で作成したものです。

本資料の作成にあたって多大のご協力を戴いた州立サンパウロ大学工学部長秘書 FAUSTA PORTES VIEIRA 女史ならびにサンパウロ州教育庁視学官 TOMIKO SATO 女史に厚く感謝の意を表します。

1976年9月

国際協力事業団

移住第二業務部長

JICA LIBRARY



1024319[4]

目 次

ま え が き

1. REVALIDAÇÃOについて	1
2. ブラジルの大学卒業資格と同等の資格取得のための認定手続について ...	3
(1) 認定申請必要書類	3
(2) 申請書類の審査とその流れ	5
(3) サンパウロ大学工学部における最近の認定申請状況	6
3. ENGENHEIROの資格取得について	8
4. ブラジルの中学校および高等学校の卒業資格と同等の資格取得の ための認定手続について	10
(1) 認定申請必要書類	10
(2) 申請書類の審査とその流れ	11
5. TÉCNICOの資格取得について	13
6. 各種証明書類の認証手続について	14
7. 結 び	15

参 考 資 料

1. サンパウロ州内総合大学一覧	16
2. サンパウロ大学のREVALIDAÇÃO願書	17
3. 中学校、高等学校のREVALIDAÇÃO願書	18
4. ENGENHEIROの資格登録証書	19
5. 在日外国公館に出す書類に証明を受けようとなさる方に	21
6. 公印登録用紙	23

1 REVALIDAÇÃOについて

REVALIDAÇÃO とは、**「再び有効にすること」**、**「改めて有効にすること」** という意味ですが、学校の卒業資格について使用される REVALIDAÇÃO は、ブラジルに居住し、外国の学校卒業資格を有する者に対し、必要書類を審査のうえ、ブラジルの学校卒業者と同等の資格を有すると認定することです（ただし、認定を受けた学校を卒業したという意味ではないので、この点は注意しなければなりません）。

この REVALIDAÇÃO の制度を運営するための現則は、1975年12月18日に発布された文部省連邦教育審議会決議（RESOLUÇÃO）第43号にもとづいていますが、この決議の骨子は次のとおりです。

— 外国の高等教育機関によって発行された卒業証書および卒業証明書に対する規則を定める。

連邦教育審議会会長は、法律の定める権限において、教育審議会の規定第15条第14項、文部大臣によって法的に確認された1975年第1875号承認の常任委員会の決定事項および1968年法律第5540号第51条の条項等を勘案し、次の決議事項を定めるものとする。—

1975年12月18日

連邦教育審議会会長

第1条およびその単項においては、外国の高等教育機関で発行された卒業証書、証明書等がブラジルの高等教育機関の発行したものに匹敵する効力を発するためには、認定試験が行なわれること、また専門的活動を公に行なうためには、この認定試験に合格する必要があることを定めています。

第2条では、これらの認定試験を行なう場合、まずその証書がブラジルの卒業証書の内容に匹敵するか否かを検討し、それによって認定試験が執行されるか否かが決定されると規定されています。

第4条では、認定試験は総合大学で受け付けることを定めています。

第5条においては、第1項から第3項にわたり後に述べる手続の申請に必要な書類について説明されていますが、これは各大学により多少の違いがあることを断っています。

第6条では、手続の申請に必要な証明書類は、それが発行された当該国にあるブラジル領事館で認証を受けることを義務づけています。

第7条および第8条では、本制度に対する文部省ならびに大学側の姿勢を示しています。即ち、大学側の認定手続の審査は、ブラジルの労働市場条件および本人の試験結果（審査結果）を考慮し、その手続の続行を拒否することができる、あるいは文部省大学教育局も国家の必要性および利害を考慮のうえ審査する等が説明されています。

第10条では、審査時に申請者の証書の内容がブラジル国のものに比べて劣ると判断された場合には、一定の基準にもとづいた試験を受けなければならないと定めています。

第13条では、以上の審査が順調に進むと最終的に大学の学長によって認定され、即ちAPOSTILA（補足通達 - 既に発布された公文書の利点や修正等について、補足説明を行なう文書で、新たな公文書の発布を避けるために出されるもの）が行与され、その後文部省に登録される旨定められています。

2 ブラジルの大学卒業資格と同等の資格取得のための認定手続について

ENGENHEIRO の資格を取得するためには、原則としてブラジルの大学の工学部を卒業し、しかる後に CREA(8 ページ参照) に登録する必要があります。

しかし、日本で大学を卒業している移住者の方の場合は、前述の REVALIDAÇÃO の手続により、ブラジルの大学卒業資格と同等の資格の認定が受けられるので、必ずしもブラジルの大学を卒業しなくても ENGENHEIRO の資格を取得できる道がある訳です。

では、この具体的認定手続の進め方について説明します。

まず、認定手続を希望する方の基本的資格条件ですが、ブラジルに永住権を有することと定められています(この場合帰化しているか否かはとくに重要ではありません)。

次に資格を認定してもらうための大学を決定する必要がありますが、ここで注意すべきことは、認定の権限が与えられている大学はブラジルの総合大学(UNIVERSIDADE) だけであり、医科大学(FACULDADE) では認定が不可能であるということです。従って総合大学の中から希望する大学を選定する必要がありますが、これらの大学は公立、私立等の別を問いません(サンパウロ州内の認定手続可能な総合大学は 16 ページ参照)。

さて、希望する大学が決まると、大学学長宛の願書ならびに定められた関係書類を大学の総務部秘書課(SECRETARIA GERAL DA UNIVERSIDADE) に提出することになります。

なお、願書を同時に複数の大学へ提出することが察じられているので、注意しなければなりません。ただし、申請手続が認められなかった場合、他の大学へ改めて申請することは可能です。

(1) 認定申請必要書類

- 願書(大学備付の用紙を使用。願書用紙参考例 17 ページ参照) 1 通
- 大学卒業証書の原本
 - 日本国外務省および在日ブラジル領事認証済のもの 1 通
 - 同上証書のゼロックスコピー(ブラジルの登記所・CARTÓRIO で原本の写であることを認証したもの) 1 通
- 大学卒業証書の公証翻訳書
 - ブラジルの公証翻訳人認証済のもの 1 通

同上ゼロックスコピー（原本の写であることを認証したもの）	1通
○大学成績証明書	
日本国外務省および在日ブラジル領事認証済のもの	1通
同上ゼロックスコピー（原本の写であることを認証したもの）	1通
○大学成績証明書の公証翻訳書	
公証翻訳人認証済のもの	1通
同上ゼロックスコピー（原本の写であることを認証したもの）	1通
○高等学校卒業証明書	
日本国外務省および在日ブラジル領事認証済のもの	1通
同上ゼロックスコピー（原本の写であることを認証したもの）	1通
※高等学校卒業証明書を所持していない場合は、在ブラジル日本領事館において日本の大学卒業有資格者は高等学校卒業である旨の証明書を発給してもらうこともできます。	
○産状手帳（CARTEIRA DE IDENTIDADE）	
ゼロックスコピー（原本の写であることを認証したもの）	1通
○大学履修要項の原本	1通
○大学履修要項の原本の公証翻訳書	
公証翻訳人認証済のもの	1通
※要項が日本語で記述されている場合のみ翻訳が必要であり、英語の場合には必要はありません。	
○大学卒業後の履歴書の公証翻訳書	
日本およびブラジルでの履歴（職歴）の公証翻訳人認証済のもの	1通
○兵役免除証明書（ブラジル国籍所有者のみ）	1通

以上の書類を全て整備後は、外務省から認証業務を委託されている大蔵省サンパウロ分局（DELEGACIA DO MINISTÉRIO DA FAZENDA EM SÃO PAULO）の領事認証班（FIRMAS CONSULARES）- AVENIDA PRES-
TES MAIA, 733. 1^o ANDAR, SÃO PAULO - にて提出用書類にある在日ブラジル領事の認証サインを確認するための認証を受けなければなりません。

なお、上記各書類のうち、大学卒業証書原本、大学成績証明書、高等学校卒業証明書および大学履修要項については、渡航前に予め取り揃えておくか、または渡航後に親族等に依頼して取り寄せることが必要です。

参考までに関係書類の公証翻訳人を数人紹介します（サンパウロ市およびサントス市）。

- TSUYOSHI OHARA
PRAÇA JOÃO MENDES, 182, 8^o ANDAR, SALA 181, SÃO PAULO
TEL 32-6307
- ARCADAS TRADUÇÕES
RUA SENADOR FEIJÓ, 69, SÃO PAULO
TEL 35-4557
- BELTALDO BAMMANN
RUA BARÃO DE ITAPETININGA, 29, SÃO PAULO
TEL 32-2224
- CARTÓRIO DE TRADUÇÕES
RUA BARÃO DE ITAPETININGA, 273, SÃO PAULO
TEL 37-7839
- TULIO CATUNDA
PRAÇA MAUÁ, 29, SALA 217/218, SANTOS
TEL 2-2626

(2) 申請書類の審査とその流れ

上記(1)の各書類を一括して総合大学の総務部秘書課に提出しますが、受理されると書類はブラジルにある文部省の大学教育局 (DEPARTAMENTO DE ASSUNTOS UNIVERSITÁRIOS) の審査委員会へ回付されます。

同委員会は、申請書類の内容を詳細に検討し、申請者に REVALIDAÇÃO の手続を行なう資格を有するか否かを決定のうえ、当該申請大学の総務部秘書課へ書類を返送します。即ち、この時点で文部省の見解、REVALIDAÇÃO の手続についての継続許可または却下かが判明することになります。文部省の許可が得られなかった場合には、将来再度手続を行なうことはできません。

申請書類が大学に返送されてきた段階で、申請者は手数料を大学当局に払い込むことが必要です。手数料は、その時点での最低賃金の2倍相当額となっています。

次に一件書類は、申請者の専攻に該当する工学部の学科へ回送されます。そこ

では、手続中の大学における学科の専攻科目の内容と比較、検討され、不足したものがあるか否かを審査のうえ、合格または不足科目について試験を実施するか決定します。

ところで、申請者の日本での専攻科と認定申請先の大学の履修科目とが合致していない場合は、大学側から試験を行なう旨の通知が文書または電話でなされます。この通知を受け、当該学部の事務所に出席すると受験すべき科目の内容、試験日時等について詳しい指導がなされます。また、履修科目が不足している場合には、聴講生として6か月間から1年間程度授業を受けなければならないこともありますが、この際は大学に別に願書を出して申込み手続を行なう必要があります。

なお、受験に際し、フラジル語に堪能でない方は、英語で受験してもよいことになっています。サンパウロ大学の場合は、文理学部(FACULDADE DE FILOSOFIA, CIENCIAS E LETRAS)のブラジル語の特別講座を受講し、その後受験してもよいことになっていますが、これらの指導は申請先の学部が判断して決定します。即ち、各大学は認定試験実施のための規則を独自で決定する権限が与えられているのです。

試験結果によりREVALIDAÇÃOの手続の続行可否が決定されます。当該大学の技術内容水準に申請者の内容が匹敵しないと判定された場合には、大学当局はその手続の継続を打切ることになります。

合格した場合には、一件書類は関連学科を經由し、学部の審議会に提出されて承認を受けます。その後、工学部全体の審査委員から構成される最高の諮問機関である学部間審議会に上程され、認可の可否が審議されます。この審査に合格すると、書類は当初の窓口である総務部秘書課に回付され、同課で認定行為(AP-OSTILAの行与)が行なわれます。認定後は、申請者にその旨連絡されますが、当初大学の窓口へ書類を提出してからこの決定に至るまでに、通常約1年間を要しています。

以上でREVALIDAÇÃOの認定手続が終了する訳ですが、資格取得のための次の手続であるCREAに対するENGENHEIROとしての登録については、後述してあります。

(3) サンパウロ大学工学部における最近の認定申請状況

1974年および1975年の2年間におけるサンパウロ大学工学部に対するREVALIDAÇÃOの申請件数は、年間平均50件程度です。無論、この件数は世界各国の大学卒業生からの申請件数であり、日本の大学卒業生の申請件数はそれ程多くありません。

これら申請者の中で、認定されなかった理由の多くは、申請者の専攻学科の履修単位が非常に不足しており、いわゆる大学卒業程度の資格とは認められなかったことがあげられます。無論、不足科目を試験等により補充できる仕組みにはなっていますが、補充科目が多くなると申請者が意欲を失い、受験を放棄するケースが増え、結果として認定されなくなっています。

3 ENGENHEIROの資格取得について

大学におけるREVALIDAÇÃOの認定に合格すると、次はENGENHEIROの資格取得のために先に述べたとおりCREAという機関に登録手続を行わなければなりません。

CREAは、CONSELHO REGIONAL DE ENGENHARIA, ARQUITETURA E AGRONOMIAの略称で、工業・建築・農業技師地方別審議会の意味です。

この機関は、各州ごとに設置されており、相互に連携した一種の同職種擁護団体です。大学の工学部を卒業した学士は、すべて同機関に登録されて、はじめてENGENHEIROとしての資格を付与されることになります。

CREAに登録手続するための必要な書類は、次のとおりです。

- 申請書（CREA備付の用紙を使用。申請書用紙参考例19ページ参照） 1通
- 大学卒業証書の原本 1通
本証書には次の手続がなされていることが必要です。
 - A 日本国外務省および在日ブラジル領事の認証済であること。
 - B 在日ブラジル領事の認証サインを大蔵省サンパウロ分局領事認証班において認証済であること。
 - C 同証書がブラジルの大学でREVALIDAÇÃOの認定を受け、認可済（APOSTILAの付与）であること。
 - D 同証書がREVALIDAÇÃO認定後、文部省あるいは同省の事務を一部委託された大学に登録されていること。
- 大学卒業証書のゼロックスコピー（上記原本の写であることを認証したもの） 1通
- 大学卒業証書の公証翻訳書（ブラジルの公証翻訳人認証済のもの） 1通
- 大学成績証明書の原本、日本国外務省および在日ブラジル領事認証済であり、かつ同領事認証サインを大蔵省サンパウロ分局領事認証班により認証済のもの） 1通
- 大学成績証明書のゼロックスコピー（上記原本の写であることを認証したもの） 1通
- 大学成績証明書の公証翻訳書（ブラジルの公証翻訳人認証済のもの） 1通
- 大学履修要項（原本でもよいが、ブラジル語または英語に翻訳されている方が望ましい） 1通

- 鑑識手帳 (CARTEIRA DE IDENTIDADE) のゼロックスコピー
(原本の写であることを認証したもの) 1 通
- REVALIDAÇÃO の認定手続に要した関係書類 (例 : APOSTILA)
および同書類ゼロックスコピー
- 写真 (3 cm × 4 cm) 3 葉

上記書類に登録手数料 (CR\$ 210.00 - 1976 年 6 月現在) を添えて CREA に提出します。提出書類は、CREA の審議会委員により審査され、ブラジリアにある連邦の CREA 統轄機関である CONFEA (CONSELHO FEDERAL DE ENGENHARIA, ARQUITETURA E AGRONOMIA) にて最終審査を受けます。CONFEA で承認されると、公的に ENGENHEIRO として同機関に登録され、申請者に対して ENGENHEIRO の身分証明書が発給されます。この登録手続は、CREA に申請してから身分証明書が発給されるまでに、約 6 カ月間を要します。

なお、CREA への登録手続にあたり、REVALIDAÇÃO の認定大学が連邦立、州立、私立のいずれであっても、その取扱いに差別はありません。以上で大学卒業資格の REVALIDAÇÃO の手続から始めて、ENGENHEIRO の資格取得までの一連の手続が完了することになります。

4 ブラジルの中学校および高等学校の卒業資格と同等の資格 取得のための認定手続について

ブラジルの学制制度は、初等科コースが8年間、中等科コースが3年間または4年間（高等専門学校の場合）であり、初等科、中等科をあわせ11年間ないし12年間となり、日本の高等学校卒業程度までを勉強することになっています。

移住者または移住者の子弟がブラジルの大学に入学したり、TÉCNICO、ENGENHEIRO等の資格を取得しようとする場合には、まずこれらのコースを卒業する必要が生じる訳ですが、大学における卒業資格の認定と同様に、中学校、高等学校についてもこれらのコースに通学せずに卒業と同等の資格を外国人に対し認定する制度があります。

即ち、日本の中学校、高等学校の卒業資格を有している移住者の方については、ブラジルでの卒業資格と同等の資格を認定し、ブラジルの大学へ入学する資格と機会を与えている訳です。

では、この認定手続について説明します。

(1) 認定申請必要書類

- 願書（教育庁地方支部備付の用紙を使用。願書用紙参考例18ページ参照） 1通
- 戸籍謄本の公証翻訳書
鑑録手帳（CARTEIRA DE IDENTIDADE）
パスポート
上記のいずれか一つのゼロックスコピー（ブラジルの登記所・CARTÓRIOで原本の写であることを認証したもの） 1通
- 成績証明書の原本（1年～3年までの全部）
日本国外務省および在日ブラジル領事認証済で、かつ大蔵省サンパウロ分局、DELEGACIA DO MINISTÉRIO DA FAZENDA EM SÃO PAULOの領事認証証、FIRMAS CONSULARES - AVENIDA PRESTES MAIA, 733, 1º ANDAR, SÃO PAULO-において在日ブラジル領事のサイン確認のための認証を得たもの 1通
同上ゼロックスコピー（原本の写であることを認証したもの） 1通
- 成績証明書の公証翻訳書
ブラジルの公証翻訳人認証済のもの 1通
同上ゼロックスコピー（原本の写であることを認証したもの） 1通

○高等学校卒業証書の原本

日本国外務省および在日ブラジル領事認証済で、かつ大蔵省
サンパウロ分局で在日ブラジル領事のサイン確認のための認
証を得たもの) 1通

同上ゼロックスコピー(原本の写であることを認証したもの) 1通

※中学校卒業手続の場合には、卒業証書は不要

○高等学校卒業証書の公証翻訳書

ブラジルの公証翻訳人認証済のもの 1通

同上ゼロックスコピー(原本の写であることを認証したもの) 1通

(2) 申請書類の審査とその流れ

認定手続は、一般的に州立の中学校、高等学校で行なわれるので、まず州立校の中から申請すべき学校を一夜選定します。次に、(1)で説明した認定申請必要書類を整備し、申請する学校を管轄している州教育庁地方教育局(DIVISÃO REGIONAL DE ENSINO)に提出します。認定手続手数料は不要です。

願書を提出してから、90日以内に書類上の審査結果が発表され、本人に通知されますが、これは本人がブラジルの何学年相当の学力を有しているかの審査結果です。また、審査結果の通知と同時に、その学年相当の筆記試験を受験する様に指示されますが、この試験はサンパウロ州の場合は、年3回実施されることになっており、詳細は官報で広報されます(1976年度の認定試験日は、2月15日-28日、6月1日-15日、11月1日-15日です)。試験科目は、通常ブラジル語、文学、ブラジル歴史、ブラジル地理、社会道徳学等で、試験は、主としていくつかの回答の中から正解を選択する方式で行なわれます。

これらの試験は、合格するまで何度でも受験して良いことになっていますが、合格すると受験者のもとにPARECER(意見書)が送付されてきます。このPARECERは、上級の学年や学校を受験する場合の必要書類として役立つことができます。

なお、サンパウロ市およびその周辺の地方教育局の所在地を参考までに次に記します。

○SÃO PAULO 市

AVENIDA OLAVO FONTOURA, 2222. CASA VERDE

RUA HELVETIA, 55. 6^o ANDAR

RUA HELVETIA, 55. 1^o ANDAR

○GUARULHOS 市

RUA JOÃO GONÇALVES, 401. 1^o ANDAR

- SANTO ANDRÉ 市
PAÇO MUNICIPAL DE SANTO ANDRÉ、(サントアンドレ市役所),
2^o ANDAR
- OSASCO 市
RUA MAJOR NATHANAEL, 223
- MOGI DAS CRUZES 市
RUA BRÁS CUBAS, 456

5 TÉCNICOの資格取得について

TÉCNICOとは、工業高等学校卒業程度の学歴を有する専門技能者に与えられる資格ですが、この資格を取得するためには、ENGENHEIROの場合と同様にCREAに登録手続きをしなければなりません。

即ち、ブラジルの工業高等学校を卒業し、例えば、発電、強電、建築、土木、測量、道路、橋梁、機械一般、精密機械、機械および原動機製造、積堆、冶金、鋳物、食品加工、衛生設備、陶磁器製造等の分野の仕事に従事する場合は、CREAに登録して始めて正式なTÉCNICOとして認められると定められています。

従って、工業移住者やその子弟がTÉCNICOの資格を取得しようとする場合には、原則としてブラジルの工業高等学校を卒業し、あわせてCREAに登録する必要がある訳ですが、日本の工業高等学校を既に卒業している場合は、前述の「ブラジルの高等学校の卒業資格と同等の資格」を認定手続により取得すれば、ブラジルの工業高等学校に通学することなしにCREAの登録が可能になります。

このCREAの登録手続は、ENGENHEIROの場合と略々同じなので、8ページの説明を参照して下さい。

6 各種証明書類の認証手続について

これまでの各種手続の中に日本での学校の卒業証書、卒業証明書、成績証明書、等が必要であると説明してきました。これら証明書類は、渡航出発前に自分で取揃えるか、または既に渡航されている場合には日本国内の留守家族等に依頼して取寄せることとなりますが、いずれにしても書類はそのままでは無効で、在日ブラジル領事館の認証を取付けなければなりません。

参考までにこの認証手続を説明しますと、まず日本国外務省で各種証明書に押印された学校の公印が外務省に登録されたものであることの証明を受け、しかる後に在日ブラジル領事館でその外務省の証明を認証してもらう必要があります。

従って手続を始めるに先立ち外務省で学校の公印が登録されているか否かを確認しなければなりません。未登録の場合には外務省発行の所定用紙（23 ページ参照）による登録手続を学校に依頼して下さい。

次に外務省で証明を受ける手続については、外務省で作成した案内書「在日外国公館に出す書類に証明を受けようとする方へ」を参照して下さい（21 ページ）。

外務省の証明取付後は、証明書を在日ブラジル領事館に提出し、認証を受けることとなりますが、この場合には認証料として現在1件につき2250円が必要で（外務省の証明手続料は無料です）。

なお、在日ブラジル領事館の所在地は次のとおりです。

- 在神戸ブラジル総領事館
神戸市生田区海岸通5 藍船ビル5階
TEL 078-332-1536
- 在横浜ブラジル副領事館
横浜市中区山下町1 ノルクセンタービル3階
TEL 045-641-0097

7 結 び

各章にわたり、日本での中学校から大学までの卒業資格をブラジルにおいて有効化する手続ならびに ENGENHEIRO, TÉCNICO の資格取得手続について説明してきました(中学校、高等学校の部においてはサンパウロ教育庁の基準にもとづき、また大学の項については州立サンパウロ大学の基準により説明してありますので、地域あるいは大学によっては多少の違いがあることを含んでおいて下さい)。

ここで、まとめとしてこれらの手続を目指す移住者の万々にしかけておいていただきたいことを述べておきます。

まず、各種手続は、申請書類がなかなか複雑で、ブラジルで整備する書類と日本で取揃えるものがあり、また審査も長期間を要するなど困難な点が少なくありませんが、手続成功のためには最後まで待つこと、う強固な意志と忍耐力を持つことが肝要です。

次に、学校における各課程の卒業資格の REVALIDAÇÃO の手続は、大半が書類上の審査のみにより届書が与えられる仕組みになっており、従って書類が学校側の要求する内容と一致さえすれば良く、とくにブラジル語の能力は要求されないため、ややもすると語学の勉強を軽んじることになりかねません。しかし、単にブラジルの学校卒業と同等資格を取得してもブラジル社会に適応し、充実した生活を送るためにはブラジル語を習熟することが不可欠であり、基本的姿勢においても移住先国の言葉ができずに移住者として満足な仕事や生活ができるはずがないことを肝に銘じて欲しいものです。このことには ENGENHEIRO の資格取得の場合も同じで、高度なブラジル語の能力なしに技師の資格にふさわしい仕事を遂行することは期待できませんので、専門技術の研究はもとよりブラジル語の実力向上にも大いに努力していただきたいものです。

参考資料1 サンパウロ州内総合大学一覧

1. Pontificia Universidade Católica
Rua Monte Alegre, 984 - São Paulo - SP

2. Universidade Mackenzie
Rua Itambé, 45 - São Paulo - SP

3. Universidade de São Paulo
Cidade Universitária "Armando de Salles Oliveira"
Butantã - São Paulo - SP ☞

4. Universidade Estadual de Campinas
Rua Regente Feijó, 859
Caixa Postal: 1170 - Campinas - SP

5. Universidade Católica de Campinas
Rua Marechal Deodoro, 1059
Caixa Postal: 317 - Campinas - SP

6. Universidade Federal de São Carlos
Via Washington Luiz, Km 235
São Carlos - SP

7. Universidade "Júlio de Mesquita Filho"
Ilha Solteira - SP

参考資料2 サンパウロ大学のREVALIDAÇÃO願書

Exmo. Sr.

Prof. Dr. ORLANDO MARQUES DE PAIVA

Magnífico Reitor da Universidade de São Paulo

.....NOME..... , abaixo-assinado,
...NACIONALIDADE., residente em, à Rua
....., bairro
Fone:, diplomado em pela
....., vem, respeitosamente, requerer a Vossa
Magnificência a revalidação de seu diploma.

Termos em que,

P. Deferimento.

São Paulo,

参考資料3 中学校, 高等学校のREVALIDAÇÃO願書

ILMO. SR. DIRETOR REGIONAL DE ENSINO DE _____

_____ (nome) _____, filho de _____ (nome do pai) _____
e de d^a _____ (nome da mãe) _____, nascido a _____/_____/_____,
em _____ (cidade-País) _____, portador de _____ (documento-especi-
ficação e nº) _____, domiciliado e residente à _____ (Rua, nº,
Bairro) _____, em _____ (cidade) _____, vem expor o seguinte:

1. O requerente fez os primeiros estudos, com (.. anos) na Escola _____ (nome da escola) _____, em _____ (cidade-País) _____;
2. Fez em continuação, na Escola _____ (nome da escola) _____, em _____ (cidade-País) _____; os estudos de _____ (curso) _____ com _____ (nº) séries;
3. Fez em continuação, na Escola _____, em _____, os estudos de _____, com _____ séries,

Querendo continuar seus estudos na escola _____ (nome da escola) _____ no (1º ou 2º) grau, vem requerer se digne julgar sobre a equivalência de seus estudos feitos em escola de País estrangeiro como acima está exposto.

São Paulo, _____ de _____ de 19____

assinatura do interessado.

(se o interessado for menor de idade, o pai ou responsável assinará)

参考資料4 ENGENHEIROの資格登録願書

Ilmo. Sr. Presidente do Conselho Regional de Engenharia, Arquitetura e Agronomia da Sexta Região.

SÃO PAULO

O abaixo assinado, _____
nome por extenso
_____, natural de _____
estado civil _____, nacionalidade _____ cidade e estado
_____, filho de _____,
nome do pai
e de _____, residente à
nome da mãe
Rua _____ nº _____,
vem requerer à V.Sa. se digne ordenar o seu registro nesse Conselho, com título de _____ e a expedição da respectiva carteira profissional, de acordo com a Lei nº 5.194, de 24 de dezembro de 1966.

Em cumprimento ao estabelecido nos parágrafos 1º e 2º do artigo 2º da Resolução nº 168, de 17 de maio de 1968, do CCNFEA, apresenta os seguintes documentos:

- 1 - Diploma original de _____ autenticado
título
pelo Consulado Brasileiro em _____
localidade
com firma reconhecida pela Delegacia Fiscal de _____
localidade
revalidado na Escola _____ em
data _____
- 2 - Fotocópia autenticada do diploma.
- 3 - Tradução do diploma.
- 4 - Currículo escolar original, autenticado pelo Consulado Brasileiro em _____, com firma reconhecida pela Delegacia Fiscal de _____
localidade
- 5 - Fotocópia autenticada do currículo escolar.
- 6 - Tradução do currículo escolar.
- 7 - Programa das cadeiras relativo ao curso de _____

- 8 - Documento comprobatório de sua permanência legal no País: (discriminar)

- segue verso -

Declara, ainda, que o diploma apresentado tem as seguintes características:

NOME DA ESCOLA:

LOCAL DA ESCOLA:

(Cidade e País)

TÍTULO CONFERIDO:

DATA DA FORMATURA:

ANO LETIVO:

DATA DA EMISSÃO DO DIPLOMA:

REGISTRADO:

a) NO MINISTÉRIO DA _____
DIRETORIA DO ENSINO _____ sob nº _____
no livro _____, folhas _____, processo nº _____
_____, em _____

b) POR DELEGAÇÃO DE COMPETÊNCIA DO MINISTÉRIO _____
_____, NA _____
sob nº _____, no livro _____, folhas nº _____
_____ processo nº _____, em _____

(*) Discriminar outros documentos que forem juntados.

Nestes Termos,
P.Deferimento

参考資料5 在日外国公館に出す書類に証明を受けようとなさ
る方に

外務大臣官房領事移住部
領事第二課証明班
中央庁舎 一階（東京都千代田区
霞ヶ関2-2-1）
TEL 03-580-3311
内線 2308, 2309

受付時間	交付時間
午前 10:00~12:00	午前 9:40~10:00
午後 1:30~ 3:30	午後 4:00~ 4:30
土曜日 午前中	

1. 当班の証明は大別して次の2種類です。
 - (a) あなたが日本にある外国の大使館や領事館でその領事認証を受けるに当り、同館から外務省の証明を受けてから持参するよう指定された書類についてその書類に押印してある日本政府機関または公署の公印証明。（外国公館によっては外務省の証明無しに受付けて認証しているところもありますから、当該国領事館とよくご相談下さい。）
 - (b) 「外国公文書の認証を不要とする条約」（領事認証を不要とする1961年10月5日のヘーグ条約）の加盟国で使用するわが国の公文書（公証人の作成した文書も含む）について行なう証明。（この条約による証明については別に説明書がありますからご入用の方は請求して下さい。）
2. 証明は受付けて翌日交付を原則としますが、全曜日午後の受付分は次週月曜日午前中、土曜日受付分は次週月曜日午後に交付となります。また内容の検討を要するもの、提出書類が不備である場合、証明通数多量にわたる場合などは数日後に交付となりますから、一日以上の余裕をもって申請して下さい。
3. 証明手数料は総て無料です。
4. 申請者からの依頼による復写コピーの作成、タイプ漢字等は一切いたしておりません。
5. 認証を受けようとする書類（たとえば空白状、宣誓書、商業登記簿・抄本、戸籍簿・抄本、在学または卒業証明書等）はそれぞれ関係のある日本政府機関または公署の証明、あるいは学校当局による証明を受けの上で別添の英文例（公印証明文）A B C Dにたらいタイプした書類とともに提出して下さい。

上記官公署または学校当局の証明書には朱肉、罫肉、またはスタンプ印等の公印を押したものが本書（オリジナル）として必要です。

当班ではこれ等の公印を当方が保管している当該公印の印影と照合した上で証明をします。

6. 委任状、宣誓書等公証人により認証済みの書類は、その公証人所属の法務局長による公証人証明を受けてから英文例Aとともに提出して下さい。
7. 証明を申請するときは関係書類の写（複写機によるコピーでも可）を当班の控えとして一部を英文例による証明文も添付して提出して下さい。
8. 下記においても同様の手続により証明が受けられます。

大阪市東区大手前之町大阪府庁内（3階）

外務省大阪連絡事務所

TEL 06-941- 4080

3278

4700

証明例文<D>（A, B, C省略）

<校長印証明例文>（証明文はすべて別紙にタイプして下さい）

CERTIFICATE

This is to certify that the Seal of the President. Hitotsubashi University, Japan, affixed to the accompanying document, is genuine.

Tokyo, (当班への提出年月日)

Official

Ministry of Foreign Affairs
(Second Consular Division)

注：小学校から高等学校までの校長は Principal

大学総長は President

学部長は Dean, Faculty (または Department) of ...

参考資料6 公印登録用紙

昭和 年 月 日

外務大臣官房領事移住部

領事第二課長殿

(学校名)

(所在地)

(電話番号)

(郵便番号)

(国・公・私立の別)



ハ
送
中
開
封
無
効
V

公印の印影送付について

下記のとおり送付いたします。

公印

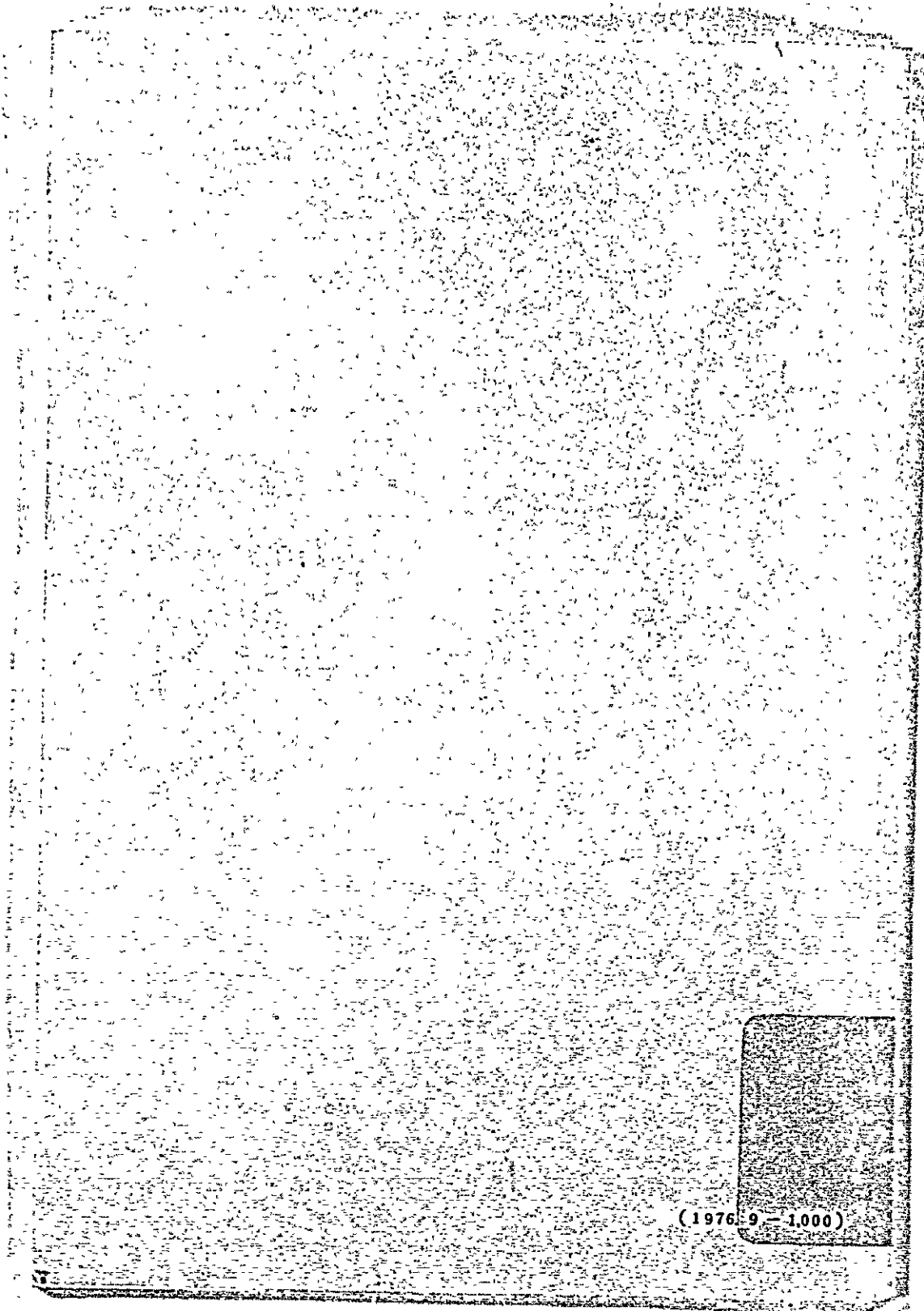
印名 _____
[ひらがな]

【学校の英文名が
ありましたら記
入してください。】

※注 1. 学校名入りの封筒に入れ、厳封願います。

2. この公印は、卒業証明書および成績証明書等に押印する学長、
学部長、校長の公印を押してください。

【外務省住所：東京都千代田区霞ヶ関2の2 (郵便番号100)】
【外務省大阪連絡事務所：大阪市東区大手前之町大阪府庁内
(郵便番号540)】



(1976-9-1,000)